



2023年12月1日 No. 184 (毎月1日発行)

## 【総合所得税の控除額を上げることを発表】

台湾財政部は11月23日に、2024年度総合所得税に適用する控除額の物価調整による改正を発表しました。免税額（基礎控除）と標準控除額は、それぞれ9.7万と13.1万台湾ドルに引き上げられます。特別控除は、給料所得特別控除額（薪資所得特別扣除額）と障害者特別控除額（身心障礙特別扣除額）は21.8万台湾ドルになります。一方、各累進課税の段階に課税される所得金額もそれぞれ引き上げられます。上記の改正は、2025年5月の申告から適用されます。

2023年度総合所得税に対する改正も公表しました。基本生活費の基準は6千台湾ドル引き上げられ、20.2万台湾ドルになります。一方、給料として課税されない食事手当（伙食費）は、一か月当たり600台湾ドル引き上げられ、3千台湾ドルになります。基本生活費と食事代の改正は、2024年5月の申告から適用されます。食事手当については、追加の600台湾ドルを2023年1月の給与から遡って適用するか、直近月から適用するかなど、検討が必要となります。

## 【房地合一税制、連続して相続による不動産の所有期間の計算の緩和策】

台湾財政部は11月2日に、房地合一税制の所有期間の計算の改正につき、通達を発表しました。2回以上連続して相続によって取得した不動産を売却する場合、当該不動産の所有期間の計算方法を緩和しました。以前は直前の被相続人の所有期間しか合算できませんでしたが、今回の緩和策によって、被相続人全員の所有期間が合算できるようになり、適用する税率が下がることになります。

## 【国境を越えたデジタルサービスに対する営業税法の修正を可決】

台湾立法院は11月22日に、国境を越えたデジタルサービスに関する営業税法の規定の修正を可決しました。提案した立法委員によれば、元の条文において、不明確だった国境を越えたデジタルサービスに関する定義を是正するため、今回OECDのガイダンスを参照し、「インターネット若しくはその他のデジタル方式を通じて」役務を提供するという内容を加えたとのこと。

## 【イギリスとの貿易強化パートナーシップ協定を締結】

台湾行政院貿易交渉オフィス（経貿談判辦公室）は11月8日に、イギリスとの貿易強化パートナーシップ協定（ETPA）を締結しました。今後、両国はデジタル貿易・投資、再生可能エネルギー、カーボンニュートラルなど三つの分野につき交渉が開始されます。

## 【外国人材にワンストップ対応の強化】

台湾国家発展委員会は11月1日に、以前の「就業ゴールドカードオフィス」（就業金卡辦公室）の業務を拡大し、「Talent Taiwan 国際人才服務及延攬中心」を開設しました。現在、就業ゴールドカードの所有者だけでなく、一般の外国専門人材、起業家とその親族なども、このセンターにて、各種支援や助言を入手すること

# FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港



FAIR CONSULTING  
GROUP

ができます。また、英語の対応が可能な職員をさらに雇用する上で、弁護士や会計士などの専門家も将来アドバイザーを提供する予定です。

フェアコンサルティング台湾  
(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路3段128號7樓之1 保富金融大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下 (SAKASHITA)

[yu.sakashita@faircongrp.com](mailto:yu.sakashita@faircongrp.com)

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。